

- ・専門26業務における「付随的業務」の範囲等の見直し
- ・『「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(37号告示)に関する疑義応答集』の改善

2012年11月26日

一般社団法人 日本人材派遣協会

労働者派遣制度の概要

派遣禁止業務(港湾運送、建設、警備、医療関連業務)

<専門26業務>

- ・ 業務内容:
 - ・ 当該業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務。
 - ・ 当該業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務。
- ・ 派遣期間の制限なし。
- ・ しかし、専門26業務の付随的業務に費やす時間が、1日当たり又は1週間当たりの就業時間数の1割を超える場合、派遣可能期間(原則1年、最長3年)の制限を受ける。
- ・ 付随的業務にも該当しない業務(自由化業務)に従事した場合、時間数に拘わらず派遣期間の制限を受ける。
- ・ 同一業務従事者の新規採用時、直接雇用申込義務が発生。

(労働者派遣法第40条の2、同施行令第4条)
(労働者派遣事業関係業務取扱要領)

【専門的な業務】
期間制限なし

<自由化業務>

- ・ 業務内容:事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって一定の期間内に完了することが予定されているものなど。
- ・ 派遣期間は原則1年、最長3年。
- ・ 派遣期限超過後の派遣受入れをしようとした時、直接雇用申込義務が発生。

【臨時的な業務】
期間制限あり

<現行制度上の問題点>

- 付随的業務として認められる範囲が限定的なために、専門26業務を遂行するにあたって支障をきたすこともある。

【専門26業務、付随的業務に該当しないとされた例】

- 当該部署が管轄する業務の事務処理手続きについて、他部署からの質問電話があった際に、同じ部署の業務であるためその手続きを認識していた派遣労働者が手続きの説明をしたところ、当該電話対応は付随的業務にも該当しないとの判断。
 - 政令第4条3号業務(事務用機器操作関係)で作成した書類を、電子メールで顧客に送付した行為が、付随的業務にも該当しないとの判断。
 - 政令第4条3号業務で、商品の納期管理表や受注表等を作成するため、商品の入荷状況や在庫の確認をパソコン上で行った行為が、付随的業務にも該当しないとの判断。
 - 政令4条13号業務(研究開発関係)にて、分析・計測機器を使用し、原材料や試作品の安定性試験や成分計測を行い、結果の数値が適正かを判断する業務については17号業務に該当しないとの判断。
- また、専門26業務と付随的業務の垣根が曖昧であり、全就業時間数に占める付随的業務の時間を正確に算出することが困難となっている。加えて、付随的業務の解釈について、各労働局の判断が異なる場合もあり労働の現場に混乱を生じさせている。
 - 付随的業務に費やす時間を全就業時間数の1割以下に制限すること自体そもそも合理的でない。
 - 東日本大震災による派遣先の業務量の低下等により、緊急避難的に専門26業務や付随的業務以外の業務を代替的に遂行せざるを得ない場合もある。派遣労働者がこれら代替業務が遂行できないとなると、休業や契約の解除など派遣労働者の就業継続が困難になる可能性がある。

<現行制度上の問題点>

- 今般成立した改正労働者派遣法には、偽装請負と判断される場合、労働契約申込みみなし規程があり、これまで以上に派遣と請負の区分についての判断が重要になる。
このため、「偽装請負に該当するかどうか」の判断基準を具体的かつ明確にする必要がある。

要望事項

- **雇用の継続・維持・拡大の観点**から、附帯決議に沿い、
労使関係者の現場の声を踏まえ、下記項目を検討すべきである—
 - 『専門26業務に関する疑義応答集』における**「付随的業務」の解釈の見直しなど「付随的業務」の弾力的な運用。**
 - 専門26業務の「付随的業務」に費やす時間を全就業時間数の**1割以下にするという制限を緩和。**

- **派遣と請負との区分については、予見可能性の観点**から、
下記項目を検討すべきである—
 - 「労働契約申込みみなし規程が適用される『偽装する意図を持っているケース』を**具体的に明確にすること。**

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- ・ いわゆる専門二十六業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度について、派遣労働者や派遣元・派遣先企業に分かりやすい制度となるよう、速やかに見直しの検討を開始すること。

検討の結論が出るまでの間、期間制限違反の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧・適切に、必要な限度においてのみ実施するよう改めること。

労働契約申込みみなし規定の適用に当たっては、事業者及び労働者に対し、期間制限違反に該当するかどうか等の助言を丁寧に行うこと。

- ・ いわゆる偽装請負の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧・適切に実施するよう改めること。

労働契約申込みみなし規定が適用される「偽装する意図を持っているケース」を具体的に明確化すること。

併せて、事業者及び労働者に対し、偽装請負に該当するかどうかの助言を丁寧に行うとともに、労働者派遣と請負の区分基準を更に明確化すること。

専門26業務とは(改正後)

政令第4条第1項

- 1号 ソフトウェア開発
- 2号 機械設計
- 3号 事務用機器操作
- 4号 通訳、翻訳、速記
- 5号 秘書
- 6号 ファイリング
- 7号 調査
- 8号 財務処理
- 9号 取引文書作成
- 10号 デモンストレーション
- 11号 添乗
- 12号 受付・案内
- 13号 研究開発
- 14号 事業の実施体制の企画、立案
- 15号 書籍等の制作・編修
- 16号 広告デザイン
- 17号 OAインストラクション
- 18号 セールスエンジニア営業、金融商品の営業

政令第5条

- 1号 放送機器等操作
- 2号 放送番組等演出
- 3号 建築物清掃
- 4号 建築設備運転、点検、整備
- 5号 駐車場管理等
- 6号 インテリアコーディネーター
- 7号 アナウンサー
- 8号 テレマーケティング
- 9号 放送番組等の大道具・小道具
- 10号 水道施設等の設備運転等